

暴走族に対する総合対策の推進について

昭和55年7月11日

例規（交指・交企・交機・高速・刑・機捜・防・外勤・通指・自ら・備）第27号

各部長・参事官・所属長

警察本部長

暴走族に対する総合対策の推進について

最近におけるいわゆる暴走族(自動車等を運転し集団で最高速度違反、信号無視、整備不良車両運転等の暴走行為を行うものをいう。)は、暴走行為や、対立抗争事案に加えて、一般市民を巻き込んだ暴力行為や、取締り警察官に対する公務執行妨害事犯を引き起こすなど、凶悪化の度合いを深めており、その根絶を図ることは、交通安全の見地はもとより、市民の日常生活の安全と平穏を確保する上からも緊急の課題である。特に、暴走族の大半は少年によって占められており、このような実態は非行防止の観点からも看過することができない。

このような事態に対処し、暴走族問題の根源的解決を図るため、次により総合対策を推進することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 目的

暴走族は、自動車等を運転し集団で最高速度違反、信号無視又は整備不良車両運転等の暴走行為を行うほか、暴力行為、公務執行妨害等の不法事犯を敢行する少年を中心とした集団であり、警察力を結集して交通取締り、少年補導又は世論の喚起等の施策を強力に推進してその組織を解体させる。

第2 警察部内における総合対策の推進

1 総合体制の確立

(1) 暴走族総合対策本部の設置

ア 警察部内における暴走族総合対策を円滑、かつ効果的に推進するため、警察本部に警察本部長を長とする「暴走族総合対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置する。

イ 対策本部の編成及び任務は、別表1のとおりとする。

(2) 暴走族対策室の設置

ア 対策本部の決定した暴走族に対する基本的対策を推進するため、交通部に交通部長を長とする「暴走族対策室」(以下「対策室」という。)を設置する。

イ 対策室の編成及び任務は、別表2のとおりとする。

(3) 警察署暴走族対策室の設置

ア 警察署(以下「署」という。)においては、対策室に準じて、警察署長(以下「署長」という。)を長とする「警察署暴走族対策室」(以下「署対策室」という。)を設置する。

イ 署長は、署員の中から暴走族担当者を指定して、暴走族に関する情報の収集、暴走行為の抑止活動等を行う。

ウ 署長は、暴走行為、不法事犯等の具体的な情報を入手したときは、対策室長に即報すること。

エ 署長は、暴走族に対する警戒取締りを強化するとともに、関係機関、団体等への働きかけ、広報活動等を積極的に行って、世論の喚起と協力の確保を図ること。

オ 署長は、大規模な暴走行為、不法事犯等が発生し又は発生するおそれのあるときは、対策室長に即報して機動隊等の出動を要請すること。

2 取締り等の強化

(1) 対策室長は、暴走行為に対する取締りを効率的に実施するため、既存資料、収集した情報等に基づき、取締りの日時、場所、実施要領等を検討し、関係署長と協議して実施するものとする。

なお、取締り体制の編成及び任務は、別表3のとおりとする。

(2) 暴走族による不法事犯の捜査は、生活安全・地域・刑事及び交通の各部係員による署に対する応援体制を整備、強化して事件の究明、処理に当たる。

(3) 取締り、捜査等に当たっては、次の事項に配意すること。

ア 各種取締り法令を活用して現場検挙を行うとともに、事後における捜査を徹底する。この場合、悪質事案については、被疑者の逮捕、自動車の押収等強制捜査をもって臨む。

イ 暴走行為の取締りに当たっては、取締り器材の活用を図り、車両検問を積極的に行い、共同危険行為、不法改造車両に対する取締りを強化する。この場合、車両改造を行った者に対する責任追及を徹底する。

ウ 少年に対する調査、取調べに当たっては、事前に保護者に通報し、その協力を求めて行う。

エ 職場、学校等への通報、その他の措置については、少年の特性を十分考慮して、少年担当部課が中心となって適切に対処する。

3 集団不法行為の防止

暴走族による大規模な暴走行為、不法事犯等が発生し若しくは発生するおそれがあるとき、又はこれらに伴い群集がい集したときは、機動隊等の部隊による規制、排除、隔離等所要の措置を講ずるとともに不法事犯を行った者の検挙に努め、これを制圧する。

4 暴走族グループの解散

(1) 非行集団化している暴走族グループに対しては、少年担当部課が中心となってその非行の究明に努め、非行事案の処理及び少年に対する補導を適切に行い、これを解散させる。

(2) 暴力団の構成員（準構成員を含む。）が、グループの主要な地位（リーダー、支部長、サブリーダー、副支部長等。）に加入している暴走族グループに対しては、暴力団担当部課が中心となってその実態を解明し、グループ構成員をはじめその背後にある暴力団の犯罪についても捜査し、徹底した検挙活動を行い、これを解散させる。

(3) 常習的に暴走行為を行う暴走族グループに対しては、交通担当部課が中心となっ

て集中的取締りを行い、これを解散させる。

5 行政処分の適用の強化

- (1) 暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行うこと。
- (2) 暴走族に対する処分者講習については、再犯防止というこの講習の目的の十分な認識の下に、合理的、効果的な講習を行うこと。
- (3) 少年の暴走族に対する聴聞及び運転免許の行政処分の執行に当たっては、状況に応じて保護者の立会を求めて行うこと。

6 その他

- (1) 暴走族の取締り及びこれに伴って集まる群集の規制等に当たっては、一般市民の安全を確保するとともに、警察官の受傷事故の防止に十分配慮すること。
- (2) 事件処理に当たっては、検察庁等と緊密な連絡をとり、迅速、適正な処理ができるよう配慮すること。

第3 関係機関、団体等との連携による総合対策の推進

対策本部及び対策室は、関係機関、団体等と緊密な連携を保ち、暴走族総合対策を推進するものとする。

別表省略